

岩手県告示第243号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 早瀬川

2 指定区間

- (1) 左岸 遠野市鶯崎町2番2地先（初音橋）から遠野市遠野町10地割44番地先（猿ヶ石川合流点）まで
- (2) 右岸 遠野市青笹町糠前4地割21番1地先（初音橋）から遠野市松崎町白岩1地割58番地先（猿ヶ石川合流点）まで